

公 示 送 達 書

泉大津市告示第213号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）第3条の規定に基づき、下記の者に係る住民税の賦課徴収に関する書類を公示送達する。なお、これらの書類は、泉大津市税務課において保管し、受領権限を有する者の申し出によりいつでも交付する。

令和8年9月10日

泉大津市長 南 出



送 達 を 受 け る べ き 者		送達すべき書類
住（居）所・所在地等	氏名又は名称	
大阪府泉大津市北豊中町1丁目	平松 義昭	令和8年度市府民税変更通知書

1. この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、上記の書類の送達があったものとみなす。